

## 市民後見活動の将来について

理事長 星野 征朗

平成 30 年度から、「新しいふれあい社会」は会員向けの情報誌として再出発します。この機会に、みなさんと市民後見活動の原点を再確認し、新たな目標に挑戦したいと思います。

平成 23 年の設立からの 7 年を振り返り、二つのことを自問します。

一つは市民後見活動の原点とは何か、ということです。私たちがめざす市民後見の原点は、あくまで社会貢献、職業でも、仕事でも、損得勘定でもありません。つきつめれば、成年後見とは福祉そのものであり、それを実現する担い手こそが市民後見人なのです。

もう一つは市民後見の課題とは何か、ということです。法人市民後見には克服すべき課題が 3 つあります。第 1 は事業の継続性という課題です。法人の設立は簡単ですが、継続することは容易ではありません。安易な気持ちで取り組めば挫折するだけです。社会貢献を唱えるだけでは事業の安定・継続は望めません。第 2 は倫理という課題です。市民後見にはお目付け機関がありません。自分の行動を自分で厳しく律するという倫理観が強く求められます。社会貢献の衣をまとい、社会福祉の美名のもとに悪魔の誘いに駆られることは絶対に許されません。第 3 は良質な担い手の育成という課題です。活動を継続するためには、充実した研修と高い社会貢献意欲・倫理観を備えた市民後見人の育成が不可欠です。

さて、平成 26 年度から 4 年間、私たちは行政や地域の福祉団体等と連携して「地域後見事業」（独立行政法人福祉医療機構助成事業）を推進してきました。この間、多くの特筆すべき成果を挙げました。第 1 に事業の継続性と社会貢献との両立を図り、経営の安定と自立体制を整えました。第 2 に成年後見制度の普及啓発から市民後見人の養成・育成・活用までを担う代表的な後見実施機関として、30 件近い事案を受任する団体に成長しました。第 3 に市民後見人の養成システム（基礎・実務・スキルアップ研修）を構築し、**専門的な教育研修機関**に成長しました。第 4 に情報誌「新しいふれあい社会」（2500 部/月）を通じて社会や家族が抱える問題を提起するとともに、〈こころの電話相談室〉には 3 年間で 350 件余りの複雑で深刻な相談・意見・反響が寄せられました。そして 29 年度から地域で暮らす精神障害者やひきこもり当事者、「親亡きあと」の障害者及びその家族の社会的孤立を防止するためのアウトリーチ事業を試行し、30 年度からは我孫子市公募補助事業として本格的に取り組むことになりました。第 5 に高齢者向け「老後の安心講座」を数多く開催し、市民の立場からの**情報発信力と政策提言力を備えた専門集団**に一步前進しました。多彩な人材を擁する当会ならではの活動だと自負しています（詳細は小冊子 No18～21 参照）。おかげさまで、行政をはじめとして地域の福祉団体、特に「親亡きあと」の問題を抱える障害者団体・家族会から熱い期待が寄せられており、また家庭裁判所の信頼も格段に向上し、専門職に伍して後見実務を担える「市民後見人」として評価されるようになりました。

間もなく 2025 年を迎えます。戦後日本の経済成長を牽引してきた団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となり、日本は未曾有の超高齢社会に突入します。その時、認知症高齢者は 720 万人、高齢者のひとり暮らしは 680 万世帯（同約 37%）に達すると推計されており、100 万人、200 万人が利用する「後見爆発」が起こるものと予想されています。

これを踏まえて、28 年 4 月に成年後見制度利用促進法が成立し、29 年 3 月には同基本計画が閣議決定され、制度の運用面・法制面の抜本的な改善と利用の促進が図られることになりました。今さらながら立法当時の原点に回帰することを意味しており、「利用者が利用のメリットを実感できる」制度に生まれ変わろうとしています。身上の保護を重視する市民後見人が、地域後見の主役となる時代がやってきたのです。

平成 30 年度は 2 つの経営方針で臨みます。第 1 に補助金・助成金頼みの事業運営から脱却し、経営の安定と自立体制を確立します。第 2 に普及啓発中心の活動から本来業務である後見受任活動に軸足を移します。そのうえで、4 つの重点施策に取り組みます。

**（1）寄付金などが受けられるような公益性・公共性の高い団体をめざします。**

①公益性の高い事業として、ひきこもり当事者などに対するアウトリーチ事業を推進し、我孫子市からの業務委託を視野に入れて中核事業に育成する予定です。

〈こころの電話相談室〉の活動についても引き続き実施します。

②受け皿となる「ひまわり基金」（仮称）を創設し、寄付遺贈者名を記した〇〇基金の設置や冠付き事業の開催を検討します。使途の透明性にも十分留意します。

**（2）受任活動を一段と強化します。**

①地域の代表的な後見実施機関として、今後は 50 件程度の受任体制をめざします。

②障害者団体・家族会との地域連携事業を強化し、新たな後見ニーズを喚起します。

③「老後の安心講座」を各市で開催し、身寄りのない高齢者の任意後見を推進します。

**（3）受任件数の増加に対応する体制の整備に努めます。**

①専門的な教育研修機関として、後見事務担当者の養成・育成・活用までの体系的な教育研修システムを整備します。

②身上保護システムを構築し、「後見受任マニュアル」の制定に取り組みます。意思決定支援のための「後見アセスメント」を導入し、「後見受任マニュアル」を制定します。

**（4）事故・不正防止体制を徹底し、財産管理室と業務監査室の機能を強化します。**

…………… 〈お知らせ〉 ……………

○**定時総会のご案内** 平成 30 年 5 月 27 日（日）9：30～11：45 けやきプラザ 7 階研修室（総会終了後、懇親会を開催）。「新しいふれあい社会」と〈こころの電話相談室〉の公益活動を通して、当会の知名度は飛躍的に向上しました。榎場雅子さんの功労に感謝し、理事長名で特別表彰します。

○**ご支援ありがとうございます。** 29 年度は約 100 名の賛助会員にご支援いただきました。

次のみなさまに貴重なご寄付をいただきました（敬称略 千円）。

藤井せつ子 2、丹澤泰夫 48、あすかフロンティア 10、小金北部民児協 5、野田市障害者団体連絡会 20、あすなろ保護者会 10、福島恭子 20、野田市清水第 12 自治会 10、堀井豊 20、藤本裕一郎 50、星野征朗 150、小山利夫 124、高橋元子 17、榎場秀樹 450、新松戸社協 5、合計 941 千円